

## V 減免対象者の範囲と減免割合

下表の「全額」、「1/2」は減免割合を示しています。減免割合が「全額」であっても、税額が減免限度額を超える場合は、差額分をご負担いただきます（3、4ページ参照）。

障害の区分	障害の程度	本人所有		家族所有	
		本人運転	家族運転 常時介護者運転	本人運転	家族運転
視覚障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2
	4級の1（※1）	全額	全額	1/2	1/2
	4級の2、4級の3（※1）	1/2	1/2	1/2	1/2
	特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
聴覚障害	2～3級	全額	全額	1/2	1/2
	4級	1/2	1/2	1/2	1/2
	特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
平衡機能障害	3級	全額	全額	1/2	1/2
	5級	1/2	1/2	1/2	1/2
	特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
音声機能障害	3級（喉頭摘出）	全額	1/2	1/2	1/2
	特別～第2項症 （喉頭摘出）	全額	1/2	1/2	1/2
上肢不自由	1級	全額	全額	1/2	1/2
	2級の1、 2級の2（※2）	全額	全額	1/2	1/2
	2級の3、 2級の4（※2）	1/2	1/2	1/2	1/2
	3級	1/2	1/2	1/2	1/2
	4～6級	1/2	×	×	×
	特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2
	第4～第5項症	1/2	1/2	1/2	1/2
	第6項症及び 第1～第3款症	1/2	×	×	×
下肢不自由	1～2級	全額	全額	1/2	1/2
	3級の1（※3）	全額	全額	1/2	1/2
	3級の2、 3級の3（※3）	全額	1/2	1/2	1/2
	4～6級	全額	1/2	1/2	1/2
	特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2
	第4～第6項症及び 第1～第3款症	全額	1/2	1/2	1/2

**V 減免対象者の範囲と減免割合 (前頁の表の続き)**

障害の区分		障害の程度	本人所有		家族所有	
			本人運転	家族運転 常時介護者運転	本人運転	家族運転
体幹不自由		1～3級	全額	全額	1/2	1/2
		5級	全額	1/2	1/2	1/2
		特別～第4項症	全額	全額	1/2	1/2
		第5～第6項症及び第1～第3款症	全額	1/2	1/2	1/2
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級	全額	全額	1/2	1/2
		2級(両上肢)	全額	全額	1/2	1/2
		2級(1上肢のみ)	1/2	1/2	1/2	1/2
		3級	1/2	1/2	1/2	1/2
	移動機能	4～6級	1/2	×	×	×
		1～2級	全額	全額	1/2	1/2
		3級(両下肢)	全額	全額	1/2	1/2
		3級(1下肢のみ)	全額	1/2	1/2	1/2
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害	4～6級	全額	1/2	1/2	1/2	
	1級・3級	全額	全額	1/2	1/2	
	4級	1/2	1/2	1/2	1/2	
	特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2	
肝臓機能障害	第4～第5項症	1/2	1/2	1/2	1/2	
	1～3級	全額	全額	1/2	1/2	
特別～第3項症	特別～第3項症	全額	全額	1/2	1/2	
	1～3級	全額	全額	1/2	1/2	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2	
療育手帳の交付を受けている方	重度(A)	—	全額	—	全額	
	中度(B1)	—	1/2	—	1/2	
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	1級	—	全額	—	全額	

●網掛け部分は障害者が18歳未満の場合に限り、全額減免となります。

●二重線で囲んでいる部分は戦傷病者手帳の交付を受けている方の対象範囲です。ただし、戦傷病者手帳の旧第3款症は現行の第4款症に該当し、対象外ですのでご注意ください。

●表中の※1～3の場合や、表にあてはまらない等級が身体障害者手帳等に記載されている場合(2つ以上の障害が重複する場合等)は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者程度等級表」等により判断する必要がありますので、減免の対象となるかどうかについて県税事務所までご確認ください。

※1：(例)視覚障害4級で、「視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの」の場合・・・「4級の1」

(例)視覚障害4級で、「周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの」の場合・・・「4級の2」

(例)視覚障害4級で、「両眼開放視認点数が70点以下のもの」の場合・・・「4級の3」

※2：(例)上肢不自由2級で、「両上肢の機能の著しい障害」がある場合・・・「2級の1」

(例)上肢不自由2級で、「両上肢のすべての指を欠く」場合・・・「2級の2」

(例)上肢不自由2級で、「1上肢を上腕の2分の1以上で欠く」場合・・・「2級の3」

(例)上肢不自由2級で、「1上肢の機能を全廃した」場合・・・「2級の4」

※3：(例)下肢不自由3級で、「両下肢をショパール関節以上で欠く」場合・・・「3級の1」

(例)下肢不自由3級で、「1下肢を大腿の2分の1以上で欠く」場合・・・「3級の2」

(例)下肢不自由3級で、「1下肢の機能を全廃した」場合・・・「3級の3」

●現在、手帳を交付申請中の方は、減免を受けることはできません。

自動車税・自動車税種別割については、手帳交付を受けた後に減免申請をしていただければ、減免申請期限後であっても、申請の翌月以後の月数に応じて減免しますが、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、手帳交付が減免申請期限後となった場合は、減免申請をしていただいても減免することができませんので、ご注意ください。

詳しくは県税事務所の自動車税課税担当課へお問い合わせください（8ページ参照）。

### ○令和元年10月に自動車税について大きな改正がありました。

※令和元年10月1日からの改正内容

- ・自動車税は自動車税種別割に名称変更。
- ・自動車取得税の廃止、自動車税環境性能割（県税）及び軽自動車税環境性能割（市町税）の新設（軽自動車税環境性能割（市町税）は、当分の間、県が賦課徴収し、減免申請の受付も県が実施。）。
- ・令和元年10月1日以降に新車新規登録された自家用自動車（初度登録令和元年10月1日以降）の自動車税種別割の税率変更による減免限度額の変更（3、4ページ参照）。

### ○申請書等は兵庫県ホームページからダウンロードできます

兵庫県税 e-ひょうご ← 検索



○自動車税種別割の問い合わせ先

県税事務所	所在地	担当課	電話	担当地域
神戸※	〒653-8766 神戸市長田区二葉町 5-1-32	自動車税 第1課	(直) (078) 647-9158	神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区
		自動車税 第2課	(直) (078) 647-9157	神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
西宮	〒662-8503 西宮市櫛塚町 2-28	自動車税課	(直) (0798) 39-6113	尼崎市、西宮市、芦屋市
伊丹	〒664-8522 伊丹市千僧 1-51	自動車税課	(直) (072) 785-7451	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
加古川	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	自動車税課	(直) (079) 421-9271 (直) (079) 421-9023	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
加東	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	自動車税課	(直) (0795) 42-9331 (代) (0795) 42-5111	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫路	〒670-0947 姫路市北条 1-98	自動車税課	(直) (079) 281-9104 (代) (079) 281-3001	姫路市、神河町、市川町、福崎町
龍野	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑 1311-3	課税第1課	(直) (0791) 63-5130 (直) (0791) 63-5129	相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
豊岡	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	課税第1課	(直) (0796) 26-3628 (代) (0796) 23-1001	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	課税第1課	(直) (0795) 73-3746 (代) (0795) 72-0500	丹波篠山市、丹波市
洲本	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	課税第1課	(直) (0799) 26-2032 (代) (0799) 22-3541	洲本市、南あわじ市、淡路市

※ 神戸県税事務所と西神戸県税事務所は統合のうえ、令和元年9月9日に新長田合同庁舎（神戸市長田区二葉町 5-1-32）に移転しました。

○自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の問い合わせ先

自動車の種別	県税事務所	所在地	電話	
自動車	神戸ナンバー	神戸県税事務所 自動車税審査課	神戸市東灘区魚崎浜町 33 (兵庫県自動車会館内)	(078) 441-0305
		神戸県税事務所 自動車税資料課	神戸市長田区二葉町 5-1-32	(078) 647-9161
	姫路ナンバー	姫路県税事務所 自動車税審査課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079) 233-8260
		姫路県税事務所 自動車税資料課	姫路市北条 1-98	(079) 281-9160
軽自動車	神戸ナンバー	神戸県税事務所 軽自動車税審査課	神戸市東灘区御影本町 1-5-5 (兵庫県軽自動車会館内)	(078) 822-6050
	姫路ナンバー	姫路県税事務所 自動車税審査課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079) 233-8260